

生駒市条例第 4 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 3 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成 1 2 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「1 6 , 0 0 0 円」を「2 3 , 2 0 0 円」に、「1 0 , 0 0 0 円」を「1 6 , 5 0 0 円」に、「2 5 , 0 0 0 円」を「3 6 , 3 0 0 円」に、「1 5 , 0 0 0 円」を「2 4 , 3 0 0 円」に、「3 7 , 0 0 0 円」を「5 4 , 2 0 0 円」に、「2 1 , 0 0 0 円」を「3 5 , 1 0 0 円」に、

「 床面積の合計が 200 平方メートルを 超え 500 平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 構造計算書等の 添付を要する場合 55,000 円 イ 構造計算書等の 添付を要しない場 合 27,000 円	を
--	---	---

「 床面積の合計が 200 平方メートルを 超え 300 平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 構造計算書等の 添付を要する場合 81,100 円 イ 構造計算書等の 添付を要しない場 合 47,300 円	に、
床面積の合計が 300 平方メートルを	101,000 円	

「92,000円」を「150,000円」に、「120,000円」を「217,000円」に、「230,000円」を「370,000円」に、「270,000円」を「440,000円」に、「410,000円」を「661,000円」に、「660,000円」を「983,000円」に改め、同項の次に次の1項を加える。

1 の 2	建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る確認申請又は計画通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為(同項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けていないものであって、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「省令」という。)第2条第1項第1号の基準に適合させるものに限る。)に係る建築物に関する法第6条第1項の規定による確認の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項ただし書の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為(同法第11条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けていないものであって、省令第2条第1項第1号の基準に適合させるものに限る。)に係る建築物に関する法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	次に掲げる額を合算した額 ア 前項に掲げる手数料の額 イ 52の3の項に掲げる手数料の額
-------------	---	---	--

別表第2の2の項中「13,000円」を「15,100円」に、「7,000円」を「8,500円」に、「8,000円」を「9,900円」に、「5,000円」を「6,700円」に改め、同表の3の項中「12,000円」を「13,000円」に、「7,000円」を「8,400円」に改め、同表の4の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「14,000円」を「21,400円」に、「17,000円」を「25,900円」に、「23,000円」を「35,100円」に、

床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内の場合	34,000 円	を
---------------------------------------	----------	---

床面積の合計が 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内の場合	51,600 円	に、
床面積の合計が 300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内の場合	65,100 円	

「54,000円」を「90,700円」に、「75,000円」を「132,000円」に、「130,000円」を「216,000円」に、「170,000円」を「285,000円」に、「240,000円」を「392,000円」に、「450,000円」を「685,000円」に改め、同表の4の2の項を次のように改める。

4 の 2	建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画による建築物（同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる者が新築等をしようとする建築物を含む。7の2の項において同	床面積の合計が 200 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 8,100 円を加算した額
-------------	---	--	-------------------------	---

		じ。)に関する 法第7条第1 項の規定によ る完了検査の 申請又は建築 物のエネルギー 消費性能の 向上等に関する 法律第12 条第2項に規 定する建築物 エネルギー消費 性能適合性 判定を受けた 建築物エネル ギー消費性能 確保計画によ る建築物に関 する法第18 条第20項の 規定による完 了検査の通知 に対する検査 (以下この項 において「省 エネ基準に係 る完了検査」 という。)のう ち、単位住戸 (建築物エネル ギー消費性能 基準等を定め る省令(平成 28年経済産 業省・国土 交通省令第1 号。以下この 項、51の項、 52の3の項、 53の項及び備 考第4項にお いて「基準省 令」という。) 第1条第1項 第2号イ(1) に規定する単 位住戸をいう。)の数が1 である住宅(以下この項、 7の2の項、 45の項、47 の項、51の 項、52の3の 項及び53の 項において「 1戸建ての住	床面積の合計が200平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に8,400円を加算した額
--	--	--	-------------------------------	--

	宅」という。)に係る検査(以下この項において「戸建住宅に係る省エネ検査」という。)		
省エネ基準に係る完了検査のうち、1戸建ての住宅以外の住宅(以下この項、7の2の項、51の項、52の3の項、53の項及び備考第10項において「共同住宅」という。)に係る検査(以下この項において「共同住宅に係る省エネ検査」という。)	床面積の合計が 300 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 13,000 円を加算した額	
	床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 28,000 円を加算した額	
	床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 47,100 円を加算した額	
	床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 69,000 円を加算した額	
	床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 123,000 円を加算した額	
	床面積の合計が 25,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 205,000 円を加算した額	
	床面積の合計が 50,000 平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 356,000 円を加算した額	
	省エネ基準に係る完了検査のうち、非住	床面積の合計が 300 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手

宅部分（基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この項、7の2の項、51の項、52の3の項及び53の項において同じ。）に係る検査（以下この項において「非住宅部分に係る省エネ検査」という。）		数料の額に 49,500 円（建築物の全部が工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するもの（以下この項、7の2の項及び52の3の項において「工場等」という。）である場合には、14,200 円）を加算した額
	床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 61,600 円（工場等である場合には、18,000 円）を加算した額
	床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 79,900 円（工場等である場合には、23,900 円）を加算した額
	床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 127,000 円（工場等である場合には、53,600 円）を加算した額
	床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 164,000 円（工場等である場合には、78,500 円）を加算した額
	床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 196,000 円（工場等である場合には、96,500 円）を加算した額

			床面積の合計が 25,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 229,000 円(工場等である場合には、119,000 円)を加算した額
			床面積の合計が 50,000 平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 296,000 円(工場等である場合には、163,000 円)を加算した額
		省エネ基準に係る完了検査のうち、1 戸建ての住宅及び非住宅部分に係る検査		次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅に係る省エネ検査に掲げる手数料の額 イ 非住宅部分に係る省エネ検査に掲げる手数料の額
		省エネ基準に係る完了検査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る検査		次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅に係る省エネ検査に掲げる手数料の額 イ 非住宅部分に係る省エネ検査に掲げる手数料の額

別表第 2 の 4 の 2 の項の次に次の 1 項を加える。

4 の 3	建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項ただし書の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る建築物に関する法第 7 条第 1 項の規定による完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12 条第 2 項ただし書の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る建築物に関する法第 18 条第 20 項の規定による完了検査の通知に対する検査	前項に掲げる手数料の額と同一の金額
-------------	--	---	-------------------

別表第 2 の 5 の項及び 6 の項中「第 18 条第 16 項」を「第 18 条第 20 項」に改め、同表の 7 の項中「第 18 条第 16 項」を「第 18 条第 20 項」に、「12,000 円」を「18,300 円」に、「16,000 円」を「24,400 円」に改める。

円」に、「21,000円」を「32,100円」に、

「 <table><tr><td>床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内の場合</td><td>31,000 円</td></tr></table>	床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内の場合	31,000 円	を
床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内の場合	31,000 円		

「 <table><tr><td>床面積の合計が 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内の場合</td><td>47,100 円</td></tr><tr><td>床面積の合計が 300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内の場合</td><td>59,400 円</td></tr></table>	床面積の合計が 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内の場合	47,100 円	床面積の合計が 300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内の場合	59,400 円	に、
床面積の合計が 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内の場合	47,100 円				
床面積の合計が 300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内の場合	59,400 円				

「48,000円」を「80,700円」に、「69,000円」を「121,000円」に、「120,000円」を「200,000円」に、「160,000円」を「268,000円」に、「230,000円」を「375,000円」に、「440,000円」を「670,000円」に改め、同表の7の2の項を次のように改める。

7 の 2	中間検査を経た建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画による建築物に関する法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物	床面積の合計が 200 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 8,100 円を加算した額
			床面積の合計が 200 平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 8,400 円を加算した額

		エネルギー消費性能確保計画に関する建築物に関する第18条第20項の規定による完了検査の通知に対する検査（以下この項において「省エネ基準に係る完了検査」という。）のうち、1戸建ての住宅に係る検査（以下この項において「戸建住宅に係る省エネ検査」という。）		
	省エネ基準に係る完了検査のうち、共同住宅に係る検査（以下この項において「共同住宅に係る省エネ検査」という。）	床面積の合計が 300 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 13,000 円を加算した額	
		床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 28,000 円を加算した額	
		床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 47,100 円を加算した額	
		床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 69,000 円を加算した額	
		床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 123,000 円を加算した額	
		床面積の合計が 25,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 205,000 円を加算した額	

	床面積の合計が 50,000 平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 356,000 円を加算した額
省エネ基準に係る完了検査のうち、非住宅部分に係る検査（以下この項において「非住宅部分に係る省エネ検査」という。）	床面積の合計が 300 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 49,500 円（工場等である場合には、14,200 円）を加算した額
	床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 61,600 円（工場等である場合には、18,000 円）を加算した額
	床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 79,900 円（工場等である場合には、23,900 円）を加算した額
	床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 127,000 円（工場等である場合には、53,600 円）を加算した額
	床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 164,000 円（工場等である場合には、78,500 円）を加算した額
	床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 196,000 円（工場等である場合には、96,500 円）を加算した額
	床面積の合計が 25,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 229,000

			円(工場等である場合には、119,000 円)を加算した額
			床面積の合計が 50,000 平方メートルを超える場合
		省エネ基準に係る完了検査のうち、1戸建ての住宅及び非住宅部分に係る検査	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 296,000 円(工場等である場合には、163,000 円)を加算した額
			次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅に係る省エネ検査に掲げる手数料の額 イ 非住宅部分に係る省エネ検査に掲げる手数料の額
		省エネ基準に係る完了検査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る検査	次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅に係る省エネ検査に掲げる手数料の額 イ 非住宅部分に係る省エネ検査に掲げる手数料の額

別表第2の8の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表の9の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に、「13,000円」を「19,800円」に、「16,000円」を「24,400円」に、「21,000円」を「32,100円」に、

「 中間検査を行う部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内の場合	31,000 円	を
---	----------	---

「 中間検査を行う部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内の場合	47,100 円	に、
中間検査を行う部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内の場合	59,400 円	

「51,000円」を「85,700円」に、「69,000円」を「121,000円」に、「110,000円」を「183,000円」に、「160,0

００円」を「２６８，０００円」に、「２５０，０００円」を「４０８，０００円」に、「５１０，０００円」を「７７７，０００円」に改め、同表の１０の項及び１１の項中「第１８条第１９項」を「第１８条第２８項」に改め、同表の１２の項中「第１８条第２４項第１号」を「第１８条第３８項第１号」に改め、同表の５１の項を次のように改める。

51	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、1 戸建ての住宅であって基準省令第 10 条第 2 号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この項及び 53 の項において「誘導性能基準」という。）を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）	床面積の合計が 200 平方メートル未満の場合	41,100 円（法第 6 条の 2 第 1 項又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 14 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項において「低炭素建築物適合計画」という。）である場合には、7,200 円）
			床面積の合計が 200 平方メートル以上の場合	45,200 円（低炭素建築物適合計画である場合には、7,200 円）
		都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定	床面積の合計が 200 平方メートル未満の場合	23,800 円（低炭素建築物適合計画である場合には、7,200 円）

		の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅であって基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項及び53の項において誘導仕様基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)	床面積の合計が200平方メートル以上の場合	25,200円(低炭素建築物適合計画である場合には、7,200円)
		都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅に係る審査であって、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査(以下この項において「戸建住宅併用審査」という。)	基準省令第10条第2号イ(1)を用いた場合	戸建住宅標準審査に掲げる手数料の額
			基準省令第10条第2号イ(2)を用いた場合	戸建住宅仕様審査に掲げる手数料の額
		都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であっていずれかの住戸について誘導性能基準を用いたものに係る	床面積の合計が300平方メートル未満の場合	77,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、12,000円)
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	125,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、23,100円)
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	208,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、48,700円)
			床面積の合計が5,000平方メートル以上	296,000円(低炭素建築物適合計画である

審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	10,000 平方メートル未満の場合	場合には、85,300 円)
	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の場合	578,000 円（低炭素建築物適合計画である場合には、136,000 円）
	床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の場合	1,018,000 円（低炭素建築物適合計画である場合には、204,000 円）
	床面積の合計が 50,000 平方メートル以上の場合	1,866,000 円（低炭素建築物適合計画である場合には、309,000 円）
都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって全ての住戸について誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積の合計が 300 平方メートル未満の場合	39,700 円（低炭素建築物適合計画である場合には、12,000 円）
	床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満の場合	64,600 円（低炭素建築物適合計画である場合には、23,100 円）
	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満の場合	112,000 円（低炭素建築物適合計画である場合には、48,700 円）
	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の場合	167,000 円（低炭素建築物適合計画である場合には、85,300 円）
	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の場合	302,000 円（低炭素建築物適合計画である場合には、136,000 円）
	床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の場合	507,000 円（低炭素建築物適合計画である場合には、204,000 円）
	床面積の合計が 50,000 平方メートル以上の場合	884,000 円（低炭素建築物適合計画である場合には、309,000 円）
都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築	いずれかの住戸について基準省令第 10 条第 2 号イ(1)の基準を用いた場合	共同住宅標準審査に掲げる手数料の額

		等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査であって、共同住宅標準審査及び共同住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「共同住宅併用審査」という。）	全ての住戸について基準省令第10条第2号イ(2)の基準を用いた場合	共同住宅仕様審査に掲げる手数料の額
		都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第10条第1項第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(53の項において「標準入力法」という。)を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	床面積の合計が300平方メートル未満の場合	241,000円（低炭素建築物適合計画である場合には、12,000円）
			床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	301,000円（低炭素建築物適合計画である場合には、19,300円）
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	386,000円（低炭素建築物適合計画である場合には、30,000円）
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	549,000円（低炭素建築物適合計画である場合には、85,300円）
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	675,000円（低炭素建築物適合計画である場合には、134,000円）
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	797,000円（低炭素建築物適合計画である場合には、168,000円）
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の場合	908,000円（低炭素建築物適合計画である場合には、210,000円）
			床面積の合計が50,000平方メートル以上の場合	1,131,000円（低炭素建築物適合計画である場合には、293,000円）
		都市の低炭素化の促進に関する法律第53	床面積の合計が300平方メートル未満の場合	95,700円（低炭素建築物適合計画である場合には、12,000円）

条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第 10 条第 1 項第 1 号イ (2) 及び同号ロ (2) の基準 (53 の項において「モデル建物法」という。)を用いたものに係る審査 (以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満の場合	120,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合には、19,300 円)
	床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満の場合	157,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合には、30,000 円)
	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満の場合	250,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合には、85,300 円)
	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の場合	325,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合には、134,000 円)
	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の場合	389,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合には、168,000 円)
	床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の場合	455,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合には、210,000 円)
	床面積の合計が 50,000 平方メートル以上の場合	588,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合には、293,000 円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、1 戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査、戸建住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額	
都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額	

別表第 2 の 5 2 の 2 の項及び 5 2 の 3 の項を次のように改める。

52 の 2	低炭素建築物新築等計画軽微変更証明書交付手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成 24 年国土交通省令第 86 号)第 46 条の 2 の規定による低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書の交付		51 の項 に掲げる手数料の額と同一の金額
52 の 3	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、1 戸建ての住宅であって基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イただし書の基準又は同号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項において「性能基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅標準審査」という。)	床面積の合計が 200 平方メートル未満の場合	37,600 円
			床面積の合計が 200 平方メートル以上の場合	41,800 円
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、1	床面積の合計が 200 平方メートル未満の場合	20,300 円
			床面積の合計が 200 平方メートル以上の場合	21,700 円

		戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項において「仕様基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)		
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、1戸建ての住宅に係る審査であって、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査(以下この項において「戸建住宅併用審査」という。)	基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準を用いた場合	戸建住宅標準審査に掲げる手数料の額
			基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準を用いた場合	戸建住宅仕様審査に掲げる手数料の額
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	床面積の合計が300平方メートル未満の場合	73,600円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	121,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	205,000円
			床面積の合計が5,000	293,000円

	定に対する審査のうち、共同住宅であつていずれかの住戸について性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の場合	
		床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の場合	574,000 円
		床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の場合	1,014,000 円
		床面積の合計が 50,000 平方メートル以上の場合	1,863,000 円
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、共同住宅であつて全ての住戸について仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積の合計が 300 平方メートル未満の場合	36,200 円
		床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満の場合	61,100 円
		床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満の場合	109,000 円
		床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の場合	164,000 円
		床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の場合	298,000 円
		床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の場合	503,000 円
		床面積の合計が 50,000 平方メートル以上の場合	881,000 円
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項の規定による建築物エネ	いずれかの住戸について基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)の基準を用いた場合	共同住宅標準審査に掲げる手数料の額

ルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、共同住宅に係る審査であって、共同住宅標準審査及び共同住宅仕様審査以外（以下この項において「共同住宅併用審査」という。）	全ての住戸について基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準を用いた場合	共同住宅仕様審査に掲げる手数料の額
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ただし書又は同号イの基準を用いたもの（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	床面積の合計が 300 平方メートル未満の場合	238,000 円（工場等がある場合には、25,800 円）
	床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満の場合	297,000 円（工場等がある場合には、34,100 円）
	床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満の場合	383,000 円（工場等がある場合には、46,600 円）
	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満の場合	545,000 円（工場等がある場合には、107,000 円）
	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の場合	671,000 円（工場等がある場合には、158,000 円）
	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の場合	793,000 円（工場等がある場合には、195,000 円）
	床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の場合	904,000 円（工場等がある場合には、240,000 円）
	床面積の合計が 50,000 平方メートル以上の場合	1,127,000 円（工場等である場合には、332,000 円）
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ただし書又は同号イの基準を用いたもの（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	床面積の合計が 300 平方メートル未満の場合	92,300 円（工場等である場合には、10,800 円）

ルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いた審査に係る「非住宅モデル」という。）	方メートル未満の場合	る場合には、21,700円)
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	117,000円(工場等である場合には、29,600円)
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	153,000円(工場等である場合には、41,100円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	247,000円(工場等である場合には、101,000円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	321,000円(工場等である場合には、150,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	386,000円(工場等である場合には、186,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の場合	452,000円(工場等である場合には、231,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上の場合	585,000円(工場等である場合には、320,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第29	床面積の合計が300平方メートル未満の場合	12,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	19,300円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	30,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	85,300円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	134,000円

		条第 3 項に規定する他の建築物である建築物に係る審査（以下この項において「他の建築物に係る審査」という。）	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の場合	168,000 円
			床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の場合	210,000 円
			床面積の合計が 50,000 平方メートル以上の場合	293,000 円
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、1 戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査、戸建住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額 ウ 他の建築物に係る審査に掲げる手数料の額	
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額 ウ 他の建築物に係る審査に掲げる手数料の額	

別表第 2 の 5 2 の 4 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 11 条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条」に改め、「額」の次に「同一の金額」を加え、同表の 5 3 の項を次のように改める。

53	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）	床面積の合計が 200 平方メートル未満の場合	37,600 円（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項において「建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画」という。）である場合には、7,200 円）
			床面積の合計が 200 平方メートル以上の場合	41,800 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、7,200 円）
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）	床面積の合計が 200 平方メートル未満の場合	20,300 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、7,200 円）
			床面積の合計が 200 平方メートル以上の場合	21,700 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、7,200 円）
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建	基準省令第10条第2号イ(1)の基準を用いた場合	戸建住宅標準審査に掲げる手数料の額

		建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅に係る審査であって、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「戸建住宅併用審査」という。）	基準省令第10条第2号イ(2)の基準を用いた場合	戸建住宅仕様審査に掲げる手数料の額
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であっていずれかの住戸について誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	床面積の合計が300平方メートル未満の場合		73,600円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、12,000円）
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合		121,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、23,100円）
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合		205,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、48,700円）
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合		293,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、85,300円）
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合		574,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、136,000円）
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の場合		1,014,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、204,000円）
		床面積の合計が50,000平方メートル以上の場合		1,863,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、309,000円）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって全ての住戸について誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積の合計が 300 平方メートル未満の場合	36,200 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、12,000 円）
	床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満の場合	61,100 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、23,100 円）
	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満の場合	109,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、48,700 円）
	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の場合	164,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、85,300 円）
	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の場合	298,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、136,000 円）
	床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の場合	503,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、204,000 円）
	床面積の合計が 50,000 平方メートル以上の場合	881,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、309,000 円）
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査であって、共同住宅標準審査及び共同住宅仕様審査以外	いずれかの住戸について基準省令第10条第2号イ(1)の基準を用いた場合	共同住宅標準審査に掲げる手数料の額
	全ての住戸について基準省令第10条第2号イ(2)の基準を用いた場合	共同住宅仕様審査に掲げる手数料の額

	の審査（以下この項において「共同住宅併用審査」という。）		
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって標準入力法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	床面積の合計が 300 平方メートル未満の場合	238,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、12,000 円）
		床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満の場合	297,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、19,300 円）
		床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満の場合	383,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、30,000 円）
		床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満の場合	545,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、85,300 円）
		床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の場合	671,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、134,000 円）
		床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の場合	793,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、168,000 円）
		床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の場合	904,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、210,000 円）
		床面積の合計が 50,000 平方メートル以上の場合	1,127,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、293,000 円）
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第	床面積の合計が 300 平方メートル未満の場合	92,300 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、12,000 円）

29 条第 1 項の 規定による建 築物エネルギー消費性能向 上計画の認定 の申請に対す る審査のうち、非住宅部 分であってモデル建物法を 用いたものに 係る審査（以 下この項にお いて「非住宅 モデル審査」 という。）	床面積の合計が 300 平 方メートル以上 1,000 平方メートル未満の場合	117,000 円（建築物エ ネルギー消費性能向 上基準適合計画であ る場合には、19,300 円）
	床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満の場合	153,000 円（建築物エ ネルギー消費性能向 上基準適合計画であ る場合には、30,000 円）
	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未 満の場合	247,000 円（建築物エ ネルギー消費性能向 上基準適合計画であ る場合には、85,300 円）
	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未 満の場合	321,000 円（建築物エ ネルギー消費性能向 上基準適合計画であ る場合には、134,000 円）
	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未 満の場合	386,000 円（建築物エ ネルギー消費性能向 上基準適合計画であ る場合には、168,000 円）
	床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未 満の場合	452,000 円（建築物エ ネルギー消費性能向 上基準適合計画であ る場合には、210,000 円）
	床面積の合計が 50,000 平方メートル以上の場 合	585,000 円（建築物エ ネルギー消費性能向 上基準適合計画であ る場合には、293,000 円）
建築物のエネルギー消費性能の向上等 に関する法律第 29 条第 1 項の規定によ る建築物エネルギー消費性能向上計画 の認定の申請に対する審査のうち、1 戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審 査	次に掲げる額を合算 した額 ア 戸建住宅標準審 査、戸建住宅仕様審 査又は戸建住宅併用 審査に掲げる手数料 の額 イ 非住宅標準審査 又は非住宅モデル審 査に掲げる手数料の 額	
建築物のエネルギー消費性能の向上等 に関する法律第 29 条第 1 項の規定によ る建築物エネルギー消費性能向上計画 の認定の申請に対する審査のうち、共	次に掲げる額を合算 した額 ア 共同住宅標準審 査、共同住宅仕様審	

		同住宅及び非住宅部分に係る審査	査又は共同住宅併用審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同条第 3 項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査	次に掲げる額を全て合算した額 ア 戸建住宅標準審査、戸建住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査に掲げる手数料の額 イ 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査に掲げる手数料の額 ウ 非住宅標準審査に掲げる手数料の額 エ 非住宅モデル審査に掲げる手数料の額

別表第 2 の 5 4 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 4 条第 1 項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 2 9 条第 1 項」に、「第 3 5 条第 2 項」を「第 3 0 条第 2 項」に改め、同表の 5 5 の項を次のように改める。

55	建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書交付手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 28 条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付	53 の項に掲げる手数料の額と同一の金額
----	------------------------------	---	----------------------

別表第 2 備考第 8 項を次のように改める。

- 8 5 2 の 3 の項の床面積の合計は、建築物を建築する場合において、当該建築により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物の部分の床面積について算定し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変更して建築物を建築する場合においては、当該変更に係る部分の床面積の 2 分の 1（床面積の増加する部分に

あつては、当該増加する部分の床面積）について算定する。

別表第2備考第9項を削り、同表備考中第10項を第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 10 前項の規定により算定する床面積は、当該建築物が共同住宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能の評価に際し共用部分の設計1次エネルギー消費量を算定していないときは、当該共用部分の床面積を除いたものとする。

別表第2備考第11項中「前3項」を「第8項及び第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。